

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年2月10日認可した。

平成28年2月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八兵地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）辻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下林地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大鞆地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中姫地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）萩原幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上杉林地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西中村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八尺堀地区